

広報紙 VOL.58

水道だより

編集・発行
昭島市水道部
〒196-0025
昭島市朝日町4-23-28
TEL 042-543-6111
FAX 042-543-6118
令和6年10月



昭島の水道 給水70周年を迎えた



現在の東部配水場（朝日町）



昭和29年の東部配水場起工式

昭島市は、昭和29年5月に昭和町と拝島村が合併したことにより施行され、今年で70周年を迎えた。市制開始以前は、一部の地域を除き水道施設がなく、多くの家庭では井戸水を利用していました。当時の井戸は、そのほとんどが9m程度の浅い井戸で、冬になると降雨量が減ることから、90%近くが枯渇し安心した生活がおくれませんでした。

生活用水等の不足が深刻化するとともに、水道施設のある近隣都市に比べ伝染病の発生率が高く、生活環境・衛生・防災など様々な面から水道施設の創設が求められていました。

このような事態を開拓するため、昭和29年6月に水道事業の認可を受けて、同年11月から旧昭和町地域の一部に給水を開始しました。

開始当初の計画給水人口は、20,000人でしたが、市の発展に伴う水道水の需要拡大に対応するため、これまでに6回の事業拡大を行うとともに、当初から深層地下水100%の給水を続け今日に至り、給水開始から70年を迎えた。

また、災害に強い水道施設とするために配水管や配水場の耐震化も進めています。

水道部では、市制施行並びに給水70周年を記念した「水道節水ポスターコンクール」を実施するなど、水道のPRに努め、将来を担う子どもたちに昭島の水のおいしさや大切さを、さらに知ってもらいたいと考えています。

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| も 1 P ◇昭島の水道 給水70周年を迎えた | 3 P ◇水道料金の基本料金減免事業を実施しています |
| く 2 P ◇令和5年度決算のあらまし | 4 P ◇貯水槽水道の衛生管理について |
| じ 3 P ◇震災時の給水拠点 | ◇漏水調査を実施しています |

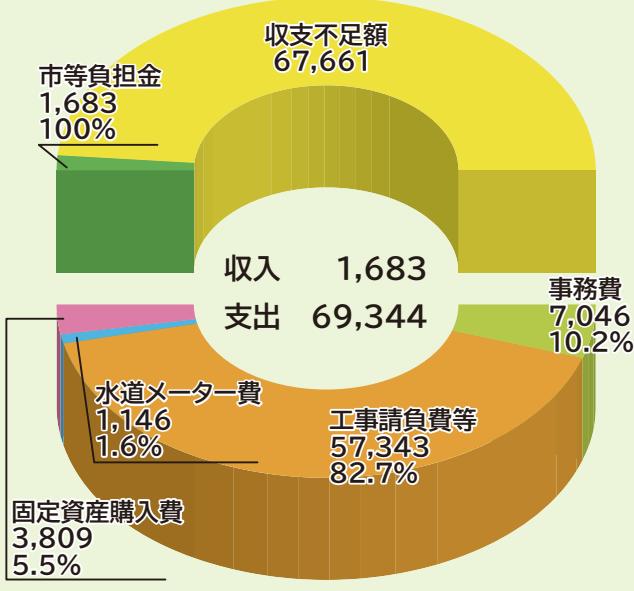
令和5年度決算のあらまし

おいしく安全な水道水の安定供給に努めるとともに、災害に強い水道施設の整備に取り組んでいます。

資本的収支

水道施設の建設・改良のために投下した資金の内容を明らかにして、財政状態を表す貸借対照表のもととなる会計

資本的収入



単位：万円（消費税抜き）

資本的支出

水道事業の会計は、複式簿記を採用しており、「資本的収支（資本勘定）」と「収益的収支（損益勘定）」の二本立てで予算を編成し、決算を行っています。

「資本的収支」は、水道施設の整備や機械の購入など事業を持続していくために必要な将来への投資に関する取引を対象とし、当年度の投資額とその財源を表します。

令和5年度の資本的支出は、左上の図のとおり、管路網の整備・耐震化、中央配水場の自家用発電設備更新工事、水源井2本のしゅんせつ改修などに要した工事請負費等5億7,343万円のほか、災害対策用組立式給水タンクの購入など、その他の支出を加え、総額で6億9,344万円を支出しました。また、その財源である資本的収入は、市等負担金1,683万円で、収支の不足額6億7,661万円は、新たな企業債の借入れをすることなく、自己資金で補填しました。

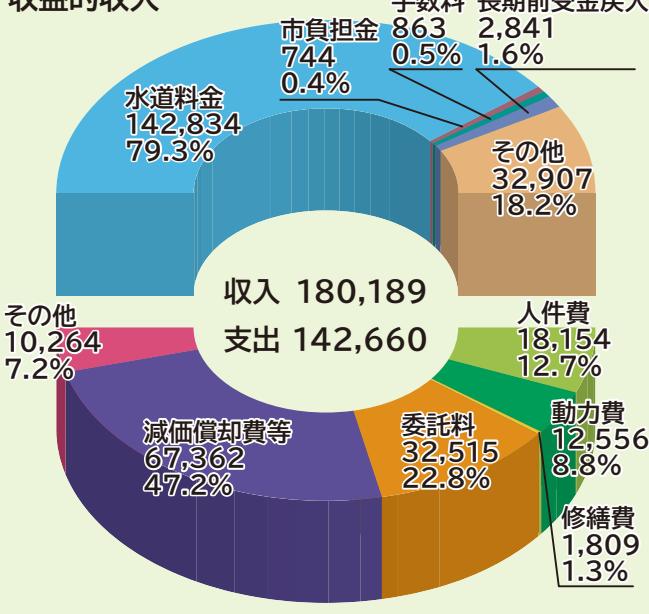
資本勘定の収支不足額を補填する自己資金には、次の「収益的収支」に計上される純利益を積み立てた建設改良積立金3,288万円と現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定留保資金6億4,373万円が充てられます。

もう一つの「収益的収支」は、事業活動による収益と、収益を得るために必要な費用に関する取引を対象とするもので、収入と支出の差引額は、純利益又は純損失としてその年度の経営成績を表します。また、「資本的収支」

収益的収支

当期の収益とその収益を得るために要した費用の内容を明らかにして、経営成績を表す損益計算書のもととなる会計

収益的収入



単位：万円（消費税抜き）

収益的支出

に計上された建設改良費等の投資額とその財源となる負担金、補助金は、それぞれ法令に定められた年数に分割されて、次年度以降の「収益的収支」において、投資額は減価償却費（費用）として、負担金、補助金は長期前受金戻入（収益）として計上されます。

令和5年度は、右上の図のとおり収益的収入が18億189万円に対して収益的支出が14億2,660万円で、差引き3億7,529万円の純利益となりました。

前年度と比較しますと、収入については、給水収益は、昨今の物価高騰の影響を受けている市民と事業者の皆様の負担軽減を目的とした上下水道料金の基本料金減免事業を行い、市からの補填と差し引きで6,587万円の増となりました。事業収益総額では3,429万円の増となります。

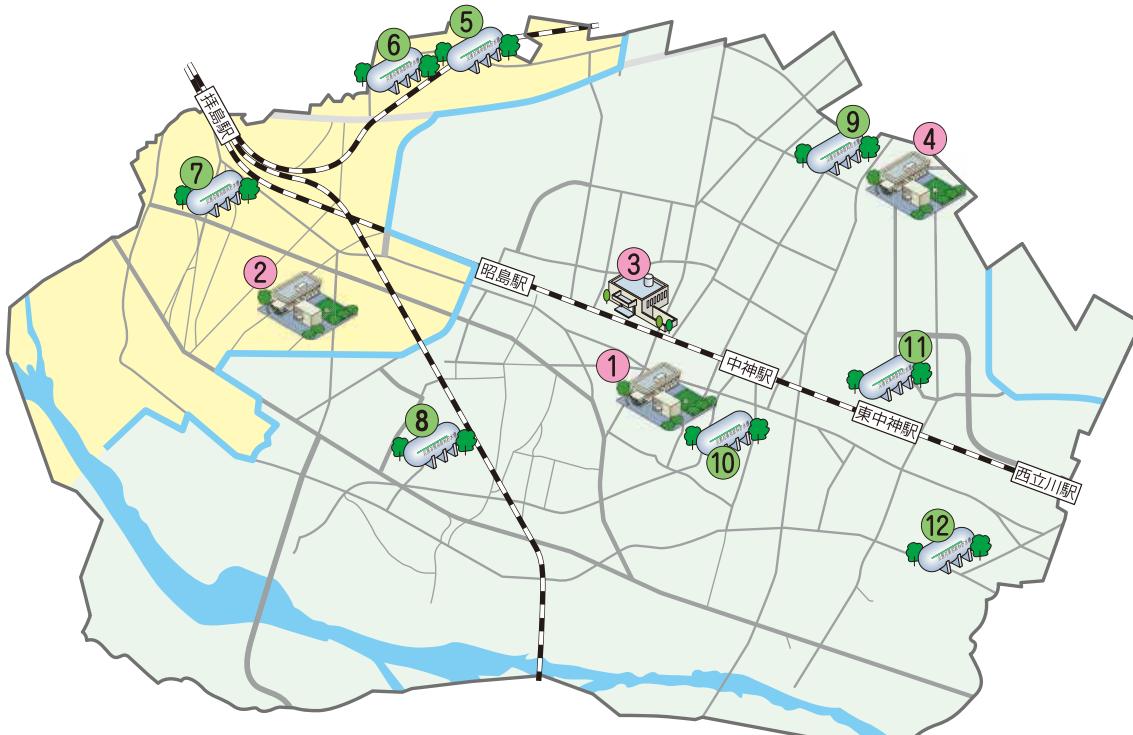
支出については、人件費や市制施行70周年記念デザインのボトル水作成に関する委託料等の増などがありましたが、事業費総額では4,688万円の減となりました。

昭島市は、清浄な地下水に恵まれ、低コストで高品質の水道水を供給しています。いつまでも安定して水道水を供給できるよう、業務の効率化と適切な施設投資に努め、健全経営を維持してまいりますので、今後も節水と水道料金の納期内納付に市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

震災時の給水拠点

～応急給水マップを確認しましょう～

昭島市では、地震などの災害による断水に備え、下図のとおり応急給水拠点を設けて直接給水を行う体制を整備しています。いざという時のために、自宅に一番近い応急給水拠点を確認しておきましょう。



配 水 場			
①東部配水場	朝日町 4-23-28	③中央配水場	つつじが丘 3-1-20
②西部配水場	緑町 2-17-16	④北部配水場	もくせいの杜 2-2-33
災害対策用飲料貯水タンク (40 m³)			
⑤みほり広場内	美堀町 3-2	⑨美ノ宮公園内	武蔵野 2-4
⑥エコ・パーク内	美堀町 3-16	⑩中神公園内	朝日町 3-10
⑦拝島第三小学校内	松原町 3-12	⑪富士見丘小学校内	福島町 890
⑧上ノ台公園内	大神町 2-4	⑫昭和公園内	東町 5-11

※災害の規模や被害の状況によっては、給水拠点以外でも給水を行います。

※④北部配水場は、現時点では応急給水拠点として利用するために準備が必要であり、発災直後は利用できません。利用可能になりましたらお知らせしますのでご注意ください。

水道料金の基本料金減免事業を実施しています

昨今の物価高騰の影響を受けているすべての市民と事業者の皆様の負担軽減を目的として、8月検針分から11月検針分までの水道料金のうちの基本料金分について減免事業を実施中です。

貯水槽水道の衛生管理について

ご家庭の水道設備(配水管の分岐部分から蛇口まで)は、その建物所有者の財産であり、維持管理も所有者に行つていただく必要があります。

特に、ビルやマンションなど水道部から給水された水道水を受水タンク(受水槽)に貯めてから各家庭に給水する貯水槽水道は、適切な維持管理と水質の衛生管理が必要です。受水タンクの有効容量が10m³を超えるものは水道法により、10m³以下で5m³を超えるものは都条例により管理の基準が定められています。また、受水タンクの規模がこれらに満たない場合であっても、貯水槽水道の所有者は次のような管理を行うよう努めてください。

[受水タンクの清掃]

1年に1回以上、定期的に清掃してください。

[受水タンクの点検]

有害物、汚水などに汚染されるのを防ぐために、1ヵ月に1回は施設の点検を行いましょう。

[水質検査の実施]

(1) 毎日行う検査

水の色・濁り・におい・味のチェック

(2) 週1回行う検査

残留塩素の測定

(3) 年1回行う検査(専門の水質検査機関で行う)

理化学検査、細菌検査

【お問い合わせ先】

※受水タンクの有効容量によって異なります。

〈受水タンクの容量が5m³を超える場合〉

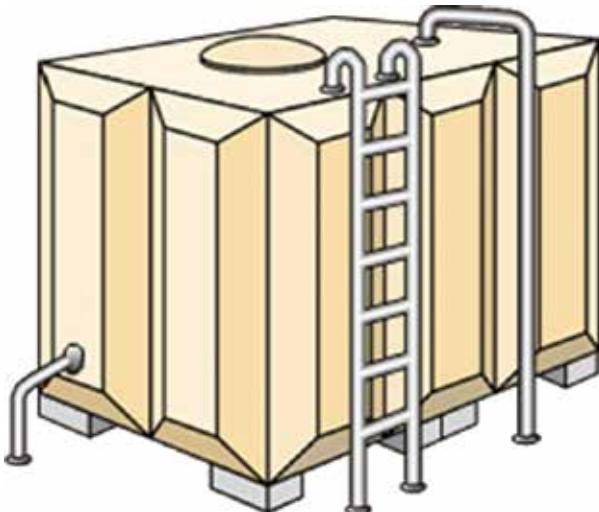
東京都多摩立川保健所

生活環境安全課環境衛生第一担当

(立川市柴崎町2-21-19) ☎042-524-5171

〈受水タンクの容量が5m³以下の場合〉

昭島市水道部工務課給水係 ☎042-543-6115



漏水調査を実施しています ～深層地下水100%のおいしい水を守ります～

深層地下水100%のおいしい水を無駄なくご利用いただけるよう、令和7年3月中旬まで市内全域で漏水調査を実施しています。

地面の中での漏水は、発見が難しく、貴重な水資源を無駄にしてしまうだけではなく、二次災害を招くおそれさえあります。

調査の方法は、漏水していると発生する「水音」を専用機器で探して漏水箇所を特定します。このため、敷地内へ立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、調査は水道部が委託した株式会社コスマリサーチの調査員(腕章着用、身分証明書携帯)が行うため、お客様に調査費用を請求することはありません。



漏水調査の様子

お問い合わせは、工務課工務係へ

TEL 042-543-6114